

3. 表彰制度の設置(案)

名称

- ジャパンSDGsアワード(仮称)

目的

- SDGs達成に向けた企業・団体等の取組を促し、オールジャパンの取組を推進するために、SDGs達成に資する優れた取組を行っている企業・団体等を、SDGs推進本部として選定し、表彰する。

表彰の
対象

- SDGs達成に資する優れた取組を行っている日本の企業・団体等
(注1)対象は、民間企業、NPO・NGO、地方自治体、学術機関、各種団体等を想定。
(注2)国内の取組、国外の取組のいずれも可とする。
- 毎年5案件程度を選定し、表彰(表彰状とトロフィーを授与)。このうち、特に優れた1案件を、総理大臣によるSDGs推進本部長表彰、その他の4案件を、官房長官及び外務大臣によるSDGs推進本部副本部長表彰とする。
- 表彰式を実施

選考の
基準
(案)

- SDGs(複数のSDGsであることが望ましい)の達成に資するものであるか。
- 「誰一人取り残さない」理念の下、脆弱な立場の人に焦点を当てているか。
- 経済・社会・環境の相互関連性を重視しているか。
- セクターを超えたパートナーシップやイノベーティブな手法を活用しているか。
- 取組の公表・評価・見直しを、透明性をもって行っているか。